

## 各種基準策定に関するパブリックコメントの実施結果について

## 1. 市民意見募集の結果

(1) 実施期間 平成26年2月28日～平成26年3月31日

(2) ご意見数 11件 (5人)

○全般	4件
○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準	1件
○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	2件
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	
※ご意見はございませんでした。	
○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	4件

## 2. ご意見の内容と本市の考え方（当会議所管部分の抜粋）

## (1) 全般（4件）

ご意見	本市の考え方
<p>子ども・子育て支援法の成立で、各施策が出されましたが、そもそも幼児期の育ちと保護者の就労支援を目的とする保育所の役割こそが求められていると感じます。</p> <p>仙台市においては、認可保育所の基準を下げることなく、その水準を子どもを預かるすべての保育施設で貫いていただきたいと考えます。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、認可保育所や幼稚園、家庭的保育事業等の多様な施設や事業の中から、子どもや保護者の状況に応じて、保護者が保育サービスを選択する仕組みとなっています。</p> <p>家庭的保育事業や小規模保育事業は、主に3歳未満の乳幼児を対象とし、きめ細やかな保育を提供するという特長があることから、その基準についても、規模や性質に応じた内容とする必要があると考えております。</p> <p>本市において平成10年度から実施している家庭保育福祉員や、平成14年度から実施しているせんだい保育室の実績をもとに、国を上回る基準を設けることを基本としているところです。</p>
<p>子どもの生命に関わる人的・物的環境について、責任を持って底上げを図っていただきたい。</p> <p>そして、保育施設で保育を行う職員は、専門の勉強をした保育士・教員・看護師等の有資格者が適当であると考えます。</p>	<p>保育を行う上では、児童の安全確保が最も重要であり、施設や事業の認可に際しては、本市職員が必ず現場に赴いて、施設・設備が基準に適合しているか、安全対策は十分か確認することとしています。また、開所後も年1回は実地調査により、基準の遵守状況等を確認するなど、必要な指導を行っています。</p> <p>小規模保育事業や家庭保育福祉員については、国は有資格者以外でも、所定の研修を</p>

	<p>修了していれば保育従事者として認める方針を示しており、本市では、家庭保育福祉員やせんだい保育室の実績も踏まえ、独自に国に上乗せした基準を設けることとしております。</p> <p>なお、これら従事者に対しては研修が極めて重要なものとなりますことから、年複数回の開催による受講機会の拡大や、研修内容の専門性の向上を図り、安全で質の高い保育を提供できる体制を整えてまいります。</p>
<p>保育士の配置について、そもそも国の基準をもっと手厚くするべきと考えています(特に3歳以上児)。仙台市独自の上乗せ基準を考えていただきたい。</p>	<p>現在国におきまして、3歳児の職員配置を20対1から15対1に改善した場合、認可保育所、認定こども園、幼稚園に対する給付費(委託費)を加算することが検討されており、その検討結果を踏まえて対応してまいります。</p>
<p>社会福祉法人として仙台市の子育て施策に協力したいと考えているが、土地や建設資材の高騰により新設が難しい。ハード面に対する大幅な支援をいただけると、もっとお役にたてると考えております。</p>	<p>施設整備に対する補助金につきましては、資材費や労務費の動向を反映し、消費増税分と合わせ平成26年度より平均9.5%増額したところです。</p> <p>また、土地の賃借料に対する補助金につきましても、従来225万円だったところを、平成25年度より1,500万円に拡大し、平成26年度からは1,538万円に拡大しているところです。</p>

(2) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準についてのご意見(1件)

ご意見	本市の考え方
<p>幼稚園で教育を受けさせたいと思っておりますが、仕事をしているので保育も同時に受けられるように、認定こども園の設置が進むことを願っている。移行に際して特例的な取り扱いもあるとされており、多くの幼稚園が移行することを希望する。</p>	<p>幼稚園での保育を希望する家庭の子どもたちのために、できるだけ多くの幼稚園が認定こども園へ円滑に移行できるよう、移行の特例も活用しながら、その支援に努めてまいります。</p>